#### 論文

# ポイントの会計処理と商品券の税務 — IFRIC13「カスタマーロイヤリティープログラム」と比較して—

## 望月恒男・堀 好一

- 目 次
- 1. はじめに
- 2. IFRIC13の会計処理
  - 2.1 IFRIC13の公表
  - 2.2 IFRIC13の会計処理とその考え方
    - 2.2.1 IFRIC13の会計処理
    - 2.2.2 IFRIC13の考え方(2つのアプローチ)
  - 2.3 IFRIC13における負債の測定
  - 2.4 ポイント特典を第三者が提供する場合の処理
- 3. 日本におけるポイントの会計処理と商品券の税務
  - 3.1 ポイントの会計処理
  - 3.2 商品券の税務
    - 3.2.1 法人税における益金の計上
    - 3.2.2 法人税における損金の計上
    - 3.2.3 消費税の課税関係
- 4. ポイントエクスチェンジ (事例研究)
  - 4.1 宝くじ協会の会計処理及び税務
  - 4.2 宝くじ販売店の会計処理及び税務
  - 4.3 ドコモの会計処理及び税務
  - 4.4 ユーザーの会計処理及び税務
- 5. おわりに

#### 要旨

本稿では、近年、わが国の商取引でも多く見受けられるようになったポイント制度の会計処理及びこれに必然的に伴う税務上の取扱い、具体的には、現行の「商品券」に係る税務上の取扱いについて、各々の取引主体の取引場面ごとに整理し、さらに異業種間でのポイントエクスチェンジに係る会計処理及び税務上の取扱いについて「宝くじ引換券」と「ドコモポイント」とのポイント交換制度を例に挙げて考察する。また、グローバルスタンダードとなりつつある国際財務報告解釈委員会の解釈指針書13号「カ

スタマーロイヤリティープログラム」(IFRIC13)の会計処理を紹介した上で、法人税法をはじめとするわが国の現行の税務関連法令等に照らし、その課税上の問題点を考察する。

## ▶ キーワード

マイレージ、ポイント、ポイント引当金、ポイント使用率の見積もり可能性、コストベースの負債の測定、法人税における収益の計上時期、法人税における費用又は損失の計上時期、商品券に係る税務上の取扱い(法人税基本通達2-1-39《商品引換券等の発行に係る収益の帰属の時期》)、商品券に係る消費税の課税関係(消費税法基本通達6-4-5《物品切手等の発行》)、商品券に係る消費税の課税関係(消費税法基本通達9-1-22《物品切手等と引換給付する場合の譲渡等の時期》)、ポイントエクスチェンジ(ポイント交換制度)、宝くじ引換券、ドコモポイント、カスタマーロイヤリティープログラム(IFRIC13)、IFRIC13の会計処理(収益の繰延べ)、IFRIC13における負債の測定(公正価値に基づく負債の測定)

## 1. はじめに

2010年1月、株式会社日本航空が民事再生法の適用を申請したが、直前期の同社の連結貸借対照表には、同社の連結子会社である株式会社ジャルカードが運用・管理していた「JALマイレージ」(以下、「マイレージ」という。)」が負債として計上されていなかった。直前々期以前も同様である。マイレージの性質は、近年増えている「ポイント」と同様のものと考えられる。ポイントの目的は言うまでもなく、商品の販売促進や顧客の囲い込みであるが、このポイントの会計処理で、引当金を計上する企業が増えている。2008年8月19日の日本経済新聞の記事では、このことが次のように述べられている。「2007年度にポイント引当金を計上した上場企業は195社と1年前に比べ35%増えた<sup>1)</sup>。引当金処理で財務の透明性は増すが、計上方法は企業ごとにバラツキが大きく、一定のルールが必要だとの指摘もある。有価証券報告書で貸借対照表の計上額を調べたところ、2007年度の計上金額は321,300百万円と1年前に比べ21%増加した。2007年度からポイント引当金を計上した企業は、西日本旅客鉄道やラオックスなど58社、監査法人は企業に引当金による処理を促している。」

また、同日付同紙では、続けて次のような会計処理の問題点を指摘する記述がなされている。「ポイントによる会計処理には2つの問題点がある。第一はどれだけ引き当てるか、企業によって差が大きいことである。企業は通常、期末に将来使用が見込まれる金額を見積もって費用計上し、貸借対照表で引当金とする。カード会社では発行額の未使用分のうち4割程度を計上する企業がある一方、ポイントの有効期間を無期限としているクレディセゾンは原則全額を計上する。第二の問題は、引当金方式は国際的な会計ルールと異なることである。国際会計基準審議会 (IASB) は2006年、ルールを制定。引当金を計上するのではなく、売上からポイント発行分を差し引く。ポイント分は繰延収益として負債に計上。実際に利用した際に売上として認識する。この方式を採用すると、ポイント発行分だけ売上高が一時的に減少することになる。会計基準の共通化を進める中で、日本が国際基準に足並みをそろえれば、企業業績に与える影響は大きい。一時的に売上高が急減し、業績が悪化する可能性もある。企業の運用実態に合わせた会計処理のルール作りが必要になる。」(日本経済新聞、2008年8月19日)。

2010年3月期の連結財務諸表から任意適用が開始される国際財務報告基準 (IFRS) では、日本のマイレージないしポイントと同様の性質を持った取引をカスタマーロイヤリティープログラムと呼び、国際財務報告解釈委員会の解釈指針書13号(以下、「IFRIC13」という。)でその会計処理について定めている。本稿では、まず IFRIC13「カスタマーロイヤリティープログラム」の会計処理を整理し、わが国のポイント制度における会計処理との異同を明らかにする。また、会計処理の検討を踏まえたうえで、わが国において従来から行われてきた「商品券」に係る税務を税目ごとに整理する<sup>2)</sup>。さらに、近年盛んに行われている異業種間でのポイントエクスチェンジに係る会計処理及び税務について、財団法人宝くじ協会(以下、「宝くじ協会」という。)

と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下,「ドコモ」という。)の間で行われている「宝くじ引換券」と「ドコモポイント」とのポイント交換制度を例にケーススタディによる検討を行う<sup>3</sup>。

## 2. IFRIC13の会計処理

#### 2.1 IFRIC13の公表

ポイント制度は、急速に各業界に普及した結果、会計処理については実務が先行し、企業やその制度ごとに多様な処理が存在する状況にある。そこで、ばらつきのある実務の統一を目的として、2007年6月にIFRIC13「カスタマーロイヤリティープログラム」の会計処理が公表された。IFRIC13は、顧客がポイントを使用したときに、無料または値引きにより商品・サービスを提供すべき義務を、企業がいつ認識し、いくらで計上すべきかを明らかにしている(斎田、2007)。

## 2.2 IFRIC13の会計処理とその考え方

#### 2.2.1 IFRIC13の会計処理

IFRIC13では、次の会計処理を求めているが、それは次の 2. 2. 2 で紹介する IFRIC 13の 2 アプローチのうち、アプローチ 2 の考え方に基づくものである。

- (1) 初回売上と付与ポイントの使用(特典提供)による売上に区分し、後者に関しては売価をベースに負債を測定・計上する。
- (2) ポイント使用時の特典提供について企業がプリンシパルかエージェントのいずれとして機能しているか、すなわち、主体的にリスクとリターンを負っているかを識別して、 それに従い処理する。

## 2.2.2 IFRIC の考え方 (2つのアプローチ)

IFRIC は、当初ポイント付与は、①現在の販売促進費か、②将来売上の先取りかという2つの視点から、次の2つのアプローチを検討していた(斎田、2007)。

アプローチ1:ポイントが付与された初回売上時に費用を計上。費用計上額は、ポイント使用時に無料などで商品・サービスを提供するためのコストを見積もる。このアプローチを支持する理由は、ポイント使用時の特典提供は初回売上を獲得するために発生する販売促進費用であり、また特典自体の価値は通常、初回売上時に比べて重要な金額とならないので、初回売上時に全額収益として認識しても問題はなく、関連費用も同時に計上すべきであるというもの。

アプローチ2:初回売上で受領する対価を2つのコンポーネントに分割する。つまり、受領対価を①初回売上時に提供した商品・サービスの対価と、②付与されたポイントが使用される

ことにより、将来提供される商品・サービスの対価に区分する。初回売上時には、対価のうち ①に相当する金額が収益計上され、②の金額は将来のポイント使用時に企業がその義務を果た すまで、負債として繰り延べられる。

以上の検討を踏まえ、IFRIC13は、次の理由からアプローチ2を採用した。①ポイント使用によって企業から顧客に引き渡されるポイント特典は、(初回売上とは)別の商品やサービスであり、初回売上時に顧客は暗黙のうちにこの対価を支払っている。②販売促進費であれば、販売取引とは直接関係なく発生するものであるが、ポイント付与は販売取引の一環であり、通常、販売が行われて初めて発生するものである。③収益認識・測定につき規定した国際会計基準(IAS)第18号の原則に立ち返ると、収益は売上取引の実態を反映して、それぞれ別個に識別可能なコンポーネントに分け、個別のコンポーネントごとに会計処理されなければならない。したがって、④初回売上とその後のポイント使用による特典提供とは、初回売上時にまとめて対価を受け取るものの、取引実態としては提供タイミングや内容が異なる別々のコンポーネントであり、アプローチ2が適切である。

## 2.3 IFRIC13における負債の測定

- 2.2.2において紹介した IFRIC13の2アプローチの考え方によれば、両アプローチでは負債計上額の算定ベースが異なり、アプローチ1では将来見込み費用で負債が測定される(コストベース)のに対し、アプローチ2では初回売上とポイント使用により提供される商品・サービスの公正価値を基に負債が測定される(売価ベース)ことになる。IFRIC13はアプローチ2を採用し、これに基づき、次の2つの負債の測定方法の選択適用を認めている。
  - (1) ポイント使用により提供される商品・サービスの公正価値
  - (2) 当初売上と付与ポイントの両方の公正価値の相対価値

企業はそれぞれの状況に応じて、上記のいずれかの方法を選択適用することになるが、公正 価値測定に際しては、付与したポイントが使用されずに失効する可能性を加味するものとする。

#### 2.4 ポイント特典を第三者が提供する場合の処理

顧客から受領した対価のうち、ポイント付与分の対価を企業自身が取引のプリンシパルとして受け取っているか(この場合、企業自身が将来提供するサービスの対価を受け取っていることになる。)、それとも第三者のために回収しているか(エージェント)で、ポイント対価の会計処理(収益計上額及び時期)が異なってくる。第三者が特典を提供する場合とは、例えば、家電量販店 A 社は販売に応じてポイントを付与するが、そのポイントは B 航空会社マイレージに還元され、顧客は航空券を得られるようなポイント制度の場合で、このとき家電量販店 A 社が B 航空会社のエージェントに該当するか否かの判断が必要になる。

顧客・自社・第三者間のポイント制度の仕組み上、自社が第三者のエージェントと判断され

る場合には、収益計上額は、エージェントとしての受取手数料分(付与ポイント相当の対価から第三者への支払分を控除した金額)となり、収益計上時期は、第三者がサービス提供義務を負い、かつ、対価受領の権利を得た時点となる。具体的には、制度内容に応じて、例えば、ポイントを付与した時点や、ポイント特典につき自社若しくは第三者の商品・サービスを顧客が選択できる場合には、顧客の選択時点などとなる(斎田、2007)。

## 3. 日本におけるポイントの会計処理と商品券の税務

#### 3.1 ポイントの会計処理

日本の基準では、ポイント制度の会計処理そのものを取り扱った特定の基準はない。ポイント制度の性格について、企業の観点からは、主として現在の売上を獲得するための販売促進費や売上割戻ととらえる見方や、ポイントを付与することにより将来のサービス提供義務と引き換えにポイント使用時の将来売上対価を一部前受けしていると捉える見方などがある。

最近では、ポイント引当金を計上する実務が定着してきているが、これは「企業会計原則注解18」の引当金要件を根拠に計上されている。また、日本公認会計士協会東京会は2002年に「ポイントカードの会計処理」を参考資料として発行した。ポイント制度の経済実態に対しては、多様な見方があり、現在の売上(初回売上)を獲得するための販売促進費であるとして、将来ポイント使用時に発生する費用を初回売上時に引当金計上するケースや、売上値引きとして売上控除項目としているケースなどがある。

#### 3.2 商品券の税務

会計処理と同様、現行の日本の法令では、ポイントそのものの税務処理に関する規定はないが、ポイントと同様の機能を有する「商品券」の税務規定があるため、本稿では、ポイントを商品券に置き換えて税目ごとに整理する<sup>4)</sup>。

#### 3.2.1 法人税における益金の計上

原則:商品券を発行するとともに受領した発行代金は、その発行した日の属する事業年度に収益として益金に算入する〔法人税法基本通達(以下、「法基通」という。)2-1-39本則〕。特例:そのポイントまたは商品券等を発行年度毎に区分して管理する場合には、預かり金として処理し、実際に行使があった日の属する事業年度の収益に計上することができる。但し、この特例を採用した場合には、その発行事業年度の翌期首から3年を経過した日、すなわち足かけ5年目の年度末における未引換券について、その事業年度において益金計上する。なお、この処理を採用するためには税務署長の確認と、継続適用が必要になる(法基通2-1-39但書)。

#### 3.2.2 法人税における損金の計上

商品券を発行した時点で、その発行代金につき益金計上する場合には、発行事業年度およ

び、その後3年以内に開始する各事業年度において、まだ商品の引渡しが済んでいない商品券 (未引換券) があるときは、その未引換券に係る商品の引き換え原価 (売上原価) の額として、一定の算式により見積もり計算した金額を、その各事業年度の損金に算入することができる (法基通2-2-11)。この場合、損金に算入した金額は翌事業年度において益金に算入する。

## 3.2.3 消費税の課税関係

商品券発行時:商品券を発行するとともに受領した発行代金は、資産の譲渡に係る対価には該当せず、消費税の課税関係は生じない〔消費税基本通達(以下、「消基通」という。)6-4-5〕。

商品券と引き換えに商品を引き渡した場合:その引き換え時において消費税の課税対象になる(消基通9-1-22)。

## 4. ポイントエクスチェンジ (事例研究)

多くの場合、ポイント制度は顧客の購入実績に応じて付与され、自社商品・サービスの提供に使用されるほか、制度によっては企業が他社と共同でポイント制度を運営して商品・サービス提供を行うものや、他社のポイント・電子マネーとの交換(ポイントエクスチェンジ)ができるものもある。本節では、宝くじ協会の「宝くじ引換券」とドコモの「ドコモポイント」とのポイント交換制度を例にとり、ポイントエクスチェンジの会計処理及び税務について整理する。宝くじ引換券とドコモポイントのエクスチェンジのスキームについては、図のとおりである。

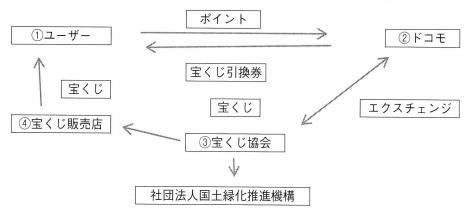


図 宝くじ引換券とドコモポイントのエクスチェンジ (概要)

#### 4.1 宝くじ協会の会計処理及び税務

ドコモユーザー(以下,単に「ユーザー」という。)によりポイントが行使されて、ドコモが

宝くじ引換券を交付した時点で、ドコモに対して債権が発生するため、次の会計処理をする。

未収収益

1,000円 / 寄付金収入

1,000円

法人税については、宝くじ事業が収益事業に該当すれば、販売店への手数料、自治体への 交付金を控除して残余の利益があれば課税される<sup>5)</sup>。また、寄付金収入は消費税の課税売上に 該当する。

#### 4.2 宝くじ販売店の会計処理及び税務

- 4.2.1 宝くじ販売店が、宝くじ引換券と引き換えに宝くじをユーザーへ交付この時点では、会計処理不要、また課税関係は生じない。
- 4.2.2 宝くじ販売店が、日本宝くじ協会へ宝くじ引換券と販売実績を報告会計上は、手数料部分を収益計上する(これは、ポイントエクスチェンジのケースでなくても同じ。但し、通常の受託販売の場合には現金の授受を伴うという点が異なる。)。したがって、次の会計処理をする<sup>6</sup>。

手数料収入

100円 / 現金(または未収入金等) 100円

法人税については、収益から必要経費を控除した利益に課される<sup>7)</sup>。また、手数料収入は消費税の課税売上に該当する。

## 4.3 ドコモの会計処理及び税務

4.3.1 上記4.2.2の段階でドコモ側の会計処理は、「ポイント引当金」として計上し、 税務上否認される引当金繰入額については、繰延税金資産に計上する<sup>8)</sup>。

ポイント引当金繰入額

1,000円 / ポイント引当金

1,000円

繰延税金資産

420円 / 法人税等調整額

420円

現行基準では、コストベースで見積もり引当計上しているが、前記 IFRIC13によれば売価ベースで見積もり前受金処理をする。つまり、IFRIC13では、ポイント使用率を見積もり、付与ポイントの一部を将来の売り上げとして繰延処理することを認めている。IFRIC13の会計処理は次のとおりとなるであろう。

現金

10,000円 / 売上

9,000円

前受金

1.000円

4.3.2 次に、ポイントが行使されて商品を売った場合は、次のとおり会計処理を行う。

ポイント引当金

1,000円 / ポイント引当金取崩益

1.000円

法人税等調整額

420円 / 繰延税金資産

420円

仏八九寸剛金郎

10.000円

売上値引

現金

9,000円 / 売上

1.000円

売上は、消費税の課税売上に該当し、売上値引は、原則として「売上に係る対価の返還等」

として、消費税の計算上、仕入れ税額控除とは別の控除項目として処理する。

4.3.3 ポイントが行使されて宝くじ引換券に交換された場合は、次のとおり会計処理 を行う。

ポイント引当金 1,000円 / ポイント引当金取崩益 1.000円 法人税等調整額 420円 / 繰延税金資産 420円 販売促進費 1,000円 / 現金(未払金) 1.000円

販売促進費は、消費税の計算上、課税仕入に該当する。

## 4.4 ユーザーの会計処理及び税務

4.4.1 ユーザーが個人で事業者でない場合 (ex. サラリーマンなど) 会計処理不要. また課税関係は生じない%。

4.4.2 ユーザーが法人(営利法人=会社)か個人で事業者(ex.個人営業など)の場合, 次のとおり、取引の進捗度等に応じて会計処理及び課税関係が異なってくる。

- ① ポイントが積み立てられている段階では、会計処理不要、課税関係も生じない(未確定 だから)。
- ② ポイントを1,000円分行使して商品(消耗品)を購入した場合は、次のとおり会計処理を 行う。

受贈益(または雑収入)

消耗品 10,000円 / 現金

9,000円

1.000円

受贈益は、消費税の課税売上に該当する。

③ ポイントを交換して宝くじ引換券を取得した場合は、次のとおり会計処理を行う。

商品券(宝くじ引換券) 1,000円 / 前受収益

④ その引換券で宝くじを購入した場合は、次のとおり会計処理を行う10。

1,000円

宝くじ 1,000円 / 商品券(宝くじ引換券) 1,000円

前受収益 1,000円 / 受贈益(または雑収入) 1,000円

受贈益は,消費税の課税売上に該当する。

## 5. おわりに

本稿では、わが国におけるポイントの会計処理について、IFRIC13との異同を意識して整理 し、ポイントと同様の経済的機能を有する商品券に係る税務を検討した。さらに、ポイントエ クスチェンジに係る会計処理及び税務について、宝くじ協会とドコモの間で行われている「宝 くじ引換券」と「ドコモポイント」とのポイント交換制度を例にケーススタディによる検討を 行った。IFRIC13が適用されるようになると、今まで引当金として処理されていたポイントの 会計処理が、売上対価の一部を将来売上として繰り延べる会計処理に変更されることになる。

また、負債として繰り延べられる金額の測定についても、これまでのコストベースから売価ベース(公正価値)に、その基準となる価格が異なってくる。さらに、IFRIC13は、ポイントの使用率を見積もり、付与ポイントの一部を将来売上として繰延処理することを要求している。従来からのポイント引当金方式においても、見積もりの要素を否定できないが、IFRIC13は、公正価値に基づく負債の測定に加え、使用率の推計もあることから、その運用次第では財務諸表に与える影響が大きくなることも考えられるため、見積もりに関する合理的かつ客観的な基準の整備が急務となる。同様のことは税務面でも言える。法人税法の考え方は、益金については権利確定基準、損金については債務確定基準であることから、その適用に当たっては、むしろ会計処理以上にポイント等に関する合理的かつ客観的な法令の整備が必要となるであろう。

#### 注

- 1)2007年7月の経済産業省企業ポイント研究会報告によれば、流通、通信、電鉄、航空、クレジット等様々な業種でポイントを発行する企業が増加しており、年間13兆円あるとされる販売促進費の活用策として注目を集めている。
- 2) 商品券とポイントは法的には異なる性質のものだが、経済的にはほぼ同じように機能するため、会計・税務ともに同様の扱いをしてよい。但し、後に述べるエクスチェンジという概念は、もともと広い意味での有価証券に該当する商品券には当てはまらないので、この部分についてはポイント固有の議論になる。
- 3) 近年では IT 革新によりポイント管理が容易になってきたことから、異業種間でポイントエクスチェンジが盛んに行われるようになった。
- 4) 税務上引当経理が認められているのは、貸倒引当金と返品調整引当金のみである。ポイント引当金のような将来の費用または損失の見積もりが不確定なものについては、税法は損金性を認めない。したがって、会計上のポイント引当金は申告調整によって全額否認され、次期以後の取崩益は全額認容される(いわゆる別表加算と減算)、加算された引当金繰入額は留保項目(永久差異でない)ため、税効果会計の適用を受ける。発行ポイントは、それが行使された時に損金計上するのが原則である(法基通9-7-2)。これは、ユーザーがポイントを行使して商品を購入した場合でも、エクスチェンジした場合でも同様である。但し、即時使用可能型のポイントについては、ポイントカード等があって、そこに点数が表示され1ポイントでもユーザーから請求があれば金銭や物品に引き換えることにしている場合には、一定の式(交付する金銭等の額/発行したポイント数)により計算した金額を、発行時の属する事業年度において未払金として損金に算入することができる。この場合、未払金は翌期の益金に算入する。この処理をする場合には、法人税申告書に明細書を添付することが必要である(法基通9-7-3)。
- 5) 厳密には「所得」であるが、ここでは計算の便宜上、会計上の「利益」と法人税法上の「所得」は等しいと仮定する。以下も同様とする。
- 6) 販売手数料は、販売金額の10%と仮定する。以下も同様とする。
- 7) 販売店が個人事業主の場合には、法人税ではなく所得税になるが、ここでは販売店はすべて法人と仮定する。 以下も同様とする。
- 8) 税効果会計の実効税率は、計算の便宜上42%と仮定する。以下も同様とする。
- 9) 個人の場合、金額によっては「一時所得」として課税される場合もあるが、ここでは考慮外とする。
- 10) 宝くじを1,000円で評価するかは疑問が残るが、計算の便宜上1,000円と仮定する。

### 参考文献

IASB (2001) International Accounting Standards No.18: Revenue, IASB.

IFRIC [2007] International Financial Reporting Interpretations Committee No.13: Customer Loyalty Programs, IFRIC.

企業会計審議会〔1982〕「企業会計原則及び同注解18」、企業会計審議会。

国税庁長官〔1969〕「法人税法基本通達」、国税庁。

国税庁長官〔1995〕「消費税法基本通達」,国税庁。

斎田 毅 〔2007〕「IFRS におけるカスタマーロイヤリティープログラム(ポイント制度)の会計処理 – 日本基準との対比 – 」、『情報センサー2007年12月号』、新日本有限責任監査法人。

日本経済新聞社〔2008〕「ポイント引当金処理急増, 昨年度は35%増195社, ルール化必要の声も」、『日本経済 新聞2008年8月19日』、日本経済新聞社。